

平成31年3月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成31年3月25日(月)

三好市教育委員会 1階 中会議室

開会 午後2時30分

閉会 午後4時00分

(2) 出席委員の氏名

教育長	竹内 明裕	委員	前川 順子
委員	新久保 由美子	委員	大北 慶子
委員	植本 修子	委員	喜多 雅文

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

学校教育課長	高井 貞行
生涯学習・スポーツ振興課長	小野寺 武夫
文化財課長	山崎 陽子
学校給食センター所長	大西 利恵
教育指導主事	川人 正恭
学校教育課主幹	岡田 由紀

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆竹内教育長

ただいまの出席委員は6名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成31年3月の三好市定例教育委員会を開催いたします。

本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。それでは報告事項に入ります。

(5) 報告事項

◆竹内教育長

2月20日から本日までの主な事業を報告いたします。

まず、2月20日と26日、学校長と県教委及び市教委が教職員の人事異動に関して、三次面接を実施し、ほぼ確定した転出者やその後任者の年齢、性別、教科等について、学校長の意見や要望をお聞きしました。

2月21日、市民大学講座の閉講式を行いました。本年度は申込者が227名あり、正規講座を9回開催いたしました。また、正規講座以外の講座として、昭和の歌コンサートや浅田美代子さんの講演会を開催するなど、たいへん好評のうちに閉講いたしました。

2月25日、三好市議会2月定例会が開会され、当初予算などについての審議が始まりました。3月19日の閉会日に、当初予算及び補正予算等、教育委員会2月定例会でご説明しましたとおり、全てご承認いただきました。また、新久保教育委員退任に伴い、深田晃司さんが新教育委員として議会の同意をいただきました。新久保委員には、この会議の最後に、改めて退任のご挨拶をいただきたいと思っております。

3月8日・9日と13日から15日にかけて市内幼稚園・小学校・中学校の卒園式、卒業式がありました。どの学校の卒業式もよかったという話を聞きました。委員の皆さまには、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。委員の皆さまには、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

3月14日、三好市教育振興計画審議会が開催され、「第2期三好市教育振興計画」の答申をあずかりました。この件に関しましては、後ほど議事の中で説明させていただきます。今後の行事予定につきましては、欄外記載の通りですが、4月1日、11時から臨時教育委員会を開きたいと思っております。また、4月3日に県・市町村教委教育行政連絡協議会が予定されています。4月9日と10日には、市内各幼・小・中学校で入学式がありますので、よろしく願いいたします。4月の定例教育委員会の開催についてですが、4月23日（火）14時より開きたいと考えております。ご都合はいかがでしょうか。

以上の報告について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは続きまして、「就学援助費対象者について」報告を求めます。個別の交付対象者についての報告を行いますので、非公開としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それでは只今より非公開と致します。

《 非 公 開 》

それでは非公開を解除いたします。

(6) 承認事項

◆竹内教育長

つづいて、“平成 31 年 2 月定例会議事録の承認について”を議題といたします。事前に送付しております議事録について、訂正箇所はございませんか。

◆高井課長

平成 31 年 2 月定例会議録について訂正箇所がございます。

(議事録訂正のため省略)

◆竹内教育長

それでは、「平成 31 年 2 月定例会議事録」については、承認いたします。

(7) 議案

第 27 号 三好市立学校管理規則の一部改正について

第 28 号 三好市学校給食費滞納整理事務取扱要綱の制定について

第 29 号 三好市教育委員会行政組織規則の一部改正について

第 30 号 三好市指定文化財への指定について

第 31 号 三好市教育振興計画の答申について

第 32 号 平成 30 年度教育委員会活動の点検・評価について

◆竹内教育長

続いて議事に移ります。議案第 27 号「三好市立学校管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

◆高井課長

3 ページをご覧ください。議案第 27 号「三好市立学校管理規則の一部改正について」でございます。4 ページをお開き下さい。改正後第 10 条 2 項中、学校教育法施行規則の次に、(昭和 22 年文部省令第 11 号)を加え、同条の第 3 項中、「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項中「(昭和 22 年文部省令第 11 号)」を削るものでございます。

また第 47 条第 1 項中、「第 4 項」を「第 2 項第 4 号」に改めるものです。これは地方自治法の引用先に誤りがありましたので訂正をするものでございます。資料は 16 ページから 17 ページに地方自治法を添付をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。続いて「使用許可の手続き」におきまして、第 52 条第 2 項中、「第 48 条」を「第 47 条」に改めるものです。

資料 12 ページをお開き下さい。こちら三好市立学校管理規則の引用先の誤りにより訂正をするものでございます。第 47 条の文に、「校長は前項の規定にかかわらず、学校施設の使用期間が 3 日以上にわたる場合又は異例の場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。」としており、使用許可の手続でございますので、48 条の引用ではなく、47 条の引用となりますので改めさせていただきます。以上で議案第 27 条の説明は終わりになります。

◆竹内教育長

今関係部局より説明がございましたが、議案第 27 号について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

異議なしと認めます。議案第 27 号「三好市立学校管理規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 28 号「三好市学校給食費滞納整理事務取扱要綱の制定について」を議題とします。関係部局より説明を求めます。

◆大西所長

学校給食費につきましては平成 18 年 3 月に教育委員会規則第 16 号で制定しております三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則に基づいて対応させていただいておりましたが、この度 3 月 25 日付で三好市学校給食費滞納整理事務取扱要綱を定めましたので説明させていただきます。

次のページをご覧ください。三好市学校給食滞納整理事務取扱要綱（趣旨）第 1 条 この要綱は、学校給食費（三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 16 号）第 8 条に規定する給食費をいう。）の滞納整理事務取扱に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 市長は、学校給食費が納付期限までに納付されない場合は、納付期限後 20 日以内に、学校給食費督促状（様式第 1 号）により納付義務者に発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発布した日の翌日から起算して 15 日以内とする。

第 3 条 市長は、前条の規定による督促にもかかわらず、指定納付期限までに納付がない場合は、学校給食費催告書（様式第 2 号）により納付義務者に通知するものとする。

2 必要に応じ、電話、呼出し又は臨戸訪問による催告を実施するものとする。

（納付相談）第 4 条 市長は、前 2 条の規定により督促及び催告により通知したのものにもかかわらず、指定納付期限までに納付がない場合、又は納付に関する相談がない場合は、学校給食費納付相談実施通知書（様式第 3 号）により納付義務者に納付相談（以下「納付相談」という。）をする旨を通知するものとする。なお、納付相談をする場合は、学校給食費納付契約書（様式第 4 号）を納付義務者から徴するものとする。

（法的措置）第 5 条 市長は、前条の規定により納付相談について通知したにもかかわらず、納付義務者の来庁がない場合又は納付相談における契約事項が履行されない場合及

び納付相談の契約を履行しなかった場合には、強制執行等予告通知（様式第 5 号）により、納付義務者に強制執行等を行う旨を通知するものとする。

（その他）第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附則（執行期日）1 この告示は、告示の日から施行する。（経過措置）2 この告示の規定は、この告示の施行の際、現に未納となっている過年度負担金についても適用するとなっております。

従来の給食費について督促、催告それから納付相談等現在も実施して対応しておりますが、この要綱を施行してから、様式に基づきまして学校給食費について平衡性をしっかり保てるように進めて参りたいと思います。よろしくお願い致します。

◆竹内教育長

ただいまより関係部局より説明がございましたが、議案第 28 号について質疑ございませんか。

◆新久保委員

未納の場合の強制執行等は、今までにあったのでしょうか。

◆大西所長

現在、年度途中のため集計が最後までいっていないのですが、未納者には、督促状等を送って対応しております。ただ、今月も駄目ですといった方もおいでます。行政としては督促状等は送っていますが、強制執行までは出来ていません。

学校給食費という性質上そこまではできない部分もありますが、皆さんそれぞれ生活があって、その中で給食費を納めて食べて下さっているのが、平衡性を保てるようにしなければならないと思っています。中には中学生の方が無償化になりましたので、兄弟がおいでの方は小学校の方も無償化であると思われた方もはじめにありまして、保護者に十分説明しなければいけないこともありました。

口座で落とすようにしていますが、口座に入っていない場合もございまして、お昼休みに電話をしたりしているのですが、全員が納入というのは難しい状態ではあります。

◆喜多委員

そういった場合は子どもに与える影響というのはないのでしょうか。

◆大西所長

それはございません。

昼休み等の支障のない時間にお電話させていただいたりしています。どうしても毎月納めていただくのが難しいというのもあったりします。

◆新久保委員

学校で対応していた時は本当に大変でしたので、よく分かります。

◆大西所長

地道に努めて参りたいと思います。

◆前川委員

児童手当が出ていますよね。支給の方と相談しているのでしょうか。

◆大西所長

はい。強制徴収しております。そこが一番納まりやすいので、そういった方法で行っておりますが、許可が必要ですのでその方法を嫌がる人も中にはおられます。

◆新久保委員

許可して下さる人もいるのですよね。

◆大西所長

はい。もちろんいます。

◆植本委員

最初から引き落とされるシステムにはできないのでしょうか。

◆高井課長

法的にできないようになっています。

◆大西所長

給食費だけでなく色々なものも入っていますので、本人の承認がないといけませんのでその書類を出していただかないとできません。

◆前川委員

児童手当もきちっとした使われ方をして下さる保護者の方でしたら健全だと思いますが、子ども以外の違う使い方をされていたら、行政の方から指導して頂けるようなものがあればいいと思います。きちっとした使われ方をしてほしいです。

◆大西所長

今後も地道に進めて参りたいと思います。よろしく申し上げます。

◆竹内教育長

他に質疑ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

ないようですので質疑を打ち切ります。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第 28 号「三好市学校給食費滞納整理事務取扱要綱の制定について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 29 号「三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆小野寺課長

25 ページをお開き下さい。議案第 29 号「三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」です。三好市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正します。

次のページをお開き下さい。改正後の第 3 条の(2)「その他所管施設に関すること」を追加させていただきます。提案の理由でございますが、公園施設の効率的で発展的な管理体制を再構築するために規則改正により事務の所管替を行うこととなりました。関係規則は三好市行政組織規則平成 18 年 3 月 1 日の規則第 3 条でございます。内容については現在管財課で管理している施設をそれぞれの目的に応じた所管課へ事務の所管替を行い、施設の方針を反映させていただくことで効率的で発展的な管理体制を再構築することを目的としております。所管替の施設は池田湖の水際公園、中西児童遊園、沼谷の里公園、河内谷ふれあい公園、三野病院前の公衆トイレ、西祖谷の多目的広場でございます。

この規則につきましては平成 31 年 4 月 1 日から施行します。以上でございます。

◆竹内教育長

只今説明がございましたが議案第 29 号について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは議案第 29 号については原案のとおり決定することにご異議後いせんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第 29 号「三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 30 号「三好市指定文化財への認定について」を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆山崎課長

33 ページをご覧ください。議案第 30 号「三好市指定文化財への指定について」になります。34 ページの方に答申についての申請書、三好市文化財の指定について答申が載っております。諮問案件の答申内容は有形文化財として、「馬宮家住宅式台玄関及び酒蔵座敷 附棟札一枚並びに文書一括 10 点」 記念物として、「池田城跡地 附故牛田掃部室安富氏供養碑並びに古井戸跡」 記念物として「池田城跡の樹木群、現在 8 樹指定されているものに 11 樹追加指定し、合計 19 樹とする」もの 3 件です。

三好市文化財保護条例第 13 条第 1 項の規定により上記 3 件を三好市指定文化財への指定をお願いしています。

有形文化財「馬宮家住宅式台玄関及び酒蔵座敷」ですが、36 ページに文化財調査票にもありますが、馬宮家所蔵文書については歴史的に価値が高いと考えられ、三好市に遺され

ている池田士の拝領屋敷の様態が分かる唯一の建造物になります。

次に 38 ページの記念物につきまして、「池田城跡」、「附故牛田掃部室安富氏供養碑並びに古井戸」ですが、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土物において、学術上価値がある 2 城跡、防塁と考えられます。中世末から近世初頭における当地の歴史の正しい理解のため欠くことができない貴重な遺跡であります。

次のページ池田城跡地籍図になりますが、ほとんど所有者が三好市であるため担当課の管財課、観光課からの申請する前の同意書の提出がありましたことをご報告いたします。

最後に 41 ページの調査票をご覧ください。「池田城跡の樹木群」既指定 8 樹に追加指定の 11 樹、合計 19 樹。池田城跡の南隅及び南傾斜面に生育する樹木群で、市街地に遺存する樹木群として貴重であります。以上のことから三好市にとって重要なものであると判断し、三好市指定文化財とすることをお願いします。

◆竹内教育長

それでは議案第 30 号についてなにか質疑ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第 30 号「三好市指定文化財への指定について」は原案のとおり可決いたしました。続いて、議案第 31 号「三好市教育振興計画の答申について」を議題といたします。この件につきましては私の方からご説明させていただきます。

冊子で「第 2 期三好市教育振興計画」をお配りしております。計画策定のために、昨年の 11 月から策定委員会並びに審議会を開いて、ご尽力いただいております。本年、第 4 回目の審議会が 3 月 14 日に開かれまして、最終の答申をいただきました。ポイントについて少しだけ説明をいたします。

前回平成 21 年度に第 1 期の計画が策定されました。そして 5 年後の見直しが行われましたが、市の現状等について、その時には文書と表だけで示されていたので、見づらかったということがあり、グラフを用いて分かりやすく作成をしております。また、施策も全て文章表記になっておりましたので、今回は重点施策の下に施策の基本方向を定めて、それぞれの取り組みを表記することでわかりやすく明確に作成をしていただきました。この作成にあたっては平成 27 年度、三好市教育大綱が作られましたので、それに基づいた教育理念や基本方針を具現化するという方法で構成しております。その中身に関しましても、学校や保護者に対するアンケート調査を中心に、また各団体に対してヒアリング調査等も実施し、要望を把握して計画に反映されていると思います。

今回のヒアリング調査では、生涯教育ということについて要望が多かったようです。それに関しては 8 つの施策の基本的方向というのを定めて、市民が幅広く学べるという形の施策を展開しております。学校関係においてもふるさと教育の推進というのを重点的に記載しています。

また、安全安心についての内容や、年齢や障害の有無に関わらずということでユニバーサルデザインの推進といったことも新たに記載しております。

さらに、今日の情報化社会の対応だけでなく、グローバル社会に対応できるように、外国語教育の推進についての記載が増えています。各取り組みについて策定委員会や審議会でも本当に厚く協議を重ねていただきより具体的な内容を取り入れることができたのではないかとこのように考えております。

2019 年から 2028 年という 10 年スパンの計画を立てておりますが、今の時代 5 年ひと昔と、3 年ひと昔と言われるほど先が読めないような時代ですので、計画の様々な見直しや検討が必要になって来るかと思われまます。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。またゆっくりご覧いただいでご意見等ございましたらお願いします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

異議なしと認めます。よって議案第 31 号「三好市教育振興計画の答申について」は本案のとおり可決されました。

続いて議案第 32 号「平成 30 年度教育委員会活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(説明等省略)

◆竹内教育長

教育委員会活動の点検・評価については決定という事でご異議はございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第 32 号「平成 30 年度教育委員会活動の点検・評価について」はこのとおり決定いたします。

その他ございますか。

◆前川委員

一つ宜しいでしょうか。文化財関係のことですが、井川の交流センターの下に昔の道具等が乱雑に置かれていますが、見学に来られたときにもう少し展示を綺麗にして、いつ頃の物であるとかいった説明もあれば、私たちが町案内したときに子どもが見てもだれが見ても楽しく見てもらえると思います。

◆小野寺課長

図書館の本を持って行ったので置くところがありません。

◆前川委員

また整理できる環境になればお願いしたいと思います。

◆竹内教育長

その他ございませんか。

◆委員一同

ありません。

それでは以上で、本日の日程は全部終了いたしました。平成31年3月三好市定例教育委員会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上